

# ネイルサロン、ネイルスクールなど ネイル事業者等適正広告ガイドライン

全国ネイル事業振興連盟 適正広告ガイドライン評議会

## ネイル関連事業者の皆様へ

本ガイドラインは、下記の法律や各業界ガイドラインの中からネイル関連事業者にとくに関係する事項がまとめられています。法律の改正等により、本ガイドラインも随時改訂されます。

- ・ 不当景品類及び不当表示防止法
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ・ 特定商取引法 / ・ 医師法 / ・ 医療法 / ・ 美容師法 / ・ 理容師法
- ・ あんまマッサージ指圧師に関する法律 / ・ 消費者基本法
- ・ 化粧品等の適正広告ガイドライン（日本化粧品工業会）

12ページからの「基礎知識編」には法律に関する基本がまとめられています。20ページからの「具体例編」では、実際にネイルサロンで広告等を行う際の注意例がまとめられています。

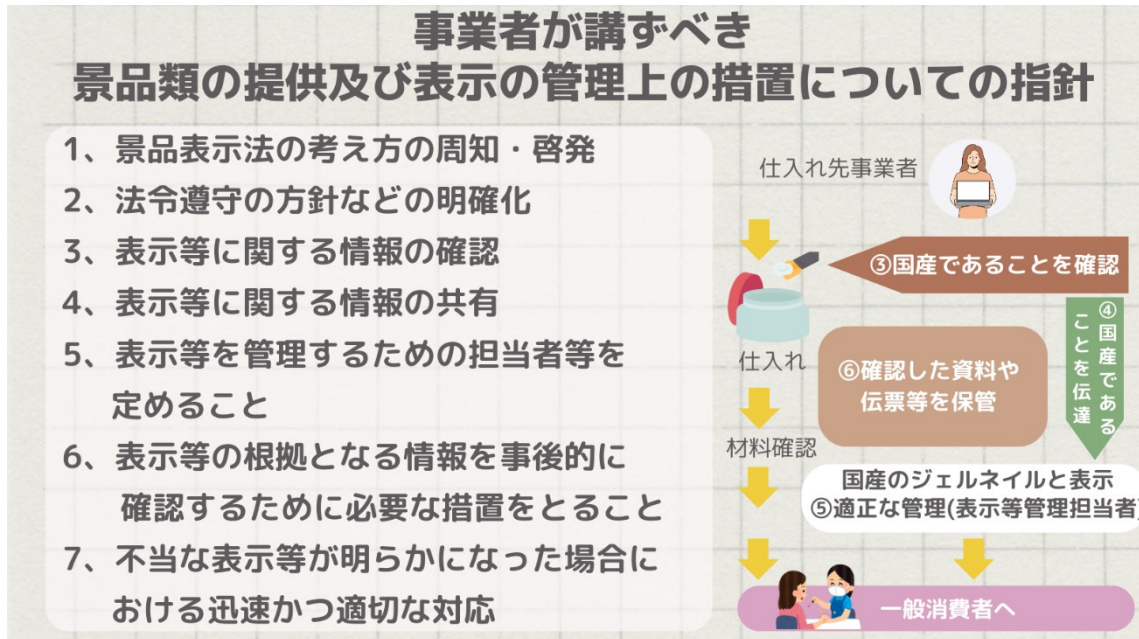
### 広告表現にあたり留意すべきこと

本ガイドラインに内における表現例、又は類似した表現であっても、広告とは全体的な表現で判断されるものであり、ここに掲載された言葉や表現だからといって最終的な判断の保証となるものではありません。

美しい手肌をつくる職業「ネイリスト」のための広告ガイドラインです。



## 「事業者が講ずべき景品類の提供及び管理上の措置」について



(資料：事例でわかる景品表示法より

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/pdf/fair\\_labeling\\_160801\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_160801_0001.pdf)  
)

いわゆる食品表示等問題を受けて、平成 26 年 6 月に景品表示法が改正され、同年 12 月から、事業者は景品類の提供又は表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないこととされました。

不当表示等を未然に防止するため、事業者は、その規模や業態、取り扱う商品又はサービスの内容等に応じ、必要かつ適切な範囲で、上記に示す 7 つの事項に沿うような具体的な措置を講ずる必要があります。

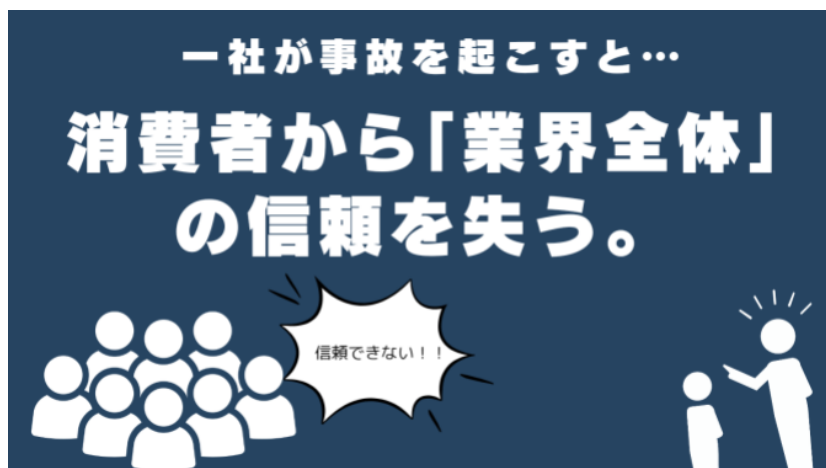
## はじめに

美容や健康、ヘルスケアにおける分野は、性別や年齢に関わらず多くの人々が興味関心を持つ分野であり、商品やサービスを選ぶ際に参考にする広告は、科学的根拠や事実、法令に基づいたものを提供することが重要となっています。消費者に正しい情報をわかりやすく提供することは事業者の務めであり、正しい情報提供を柱としたコンプライアンスの遵守は業界全体の信頼性を高め、業界を守り、維持し発展させていくためにも必要なことです。

業界全体で、法令を基としたガイドラインを厳守し商品やサービスを提供することは、安全と安心を柱とした法令遵守での商品・サービス提供を心がけるネイル業界を、消費者の皆さまに広く知っていただくことに繋がります。

近年、景品表示法、医薬品医療機器等法、医師法等による広告表現の規制を知らないまま、商品やサービスを販売する事業者や、違法な販売方法を行う事業者の報告も増えてきました。

コンプライアンスを厳守せず、違反行為を行う事業者が増えることは業界全体の信頼性低下へと繋がり、業界発展の妨げになることが憂慮されます。業界全体の信頼性や安全性を高め、広く消費者に求められる業界であるためにコンプライアンスの厳守は欠かせないものとなっており、業界全体の取り組みとして自主的で定期的なガイドラインの見直しなど、消費者と共に歩んでいく活動も必要となっています。



また、不正な表示（広告）は、業界内での公正かつ自由な競争を促進し事業者が自主的な判断で自由に活動することを妨げることに繋がります。

これらを踏まえ、ネイル事業に関わる全ての人が指針としてご活用いただける適正広告ガイドラインを制定いたしました。指先までの美しさを提供する事業者として、コンプライアンスを重視し、商品やサービスを消費者へ提供することによって、業界全体の信頼性やその価値が向上し発展することを願います。

令和6年10月1日

全国ネイル事業振興連盟 適正広告ガイドライン評議会

## 目次

<b>第1章 本ガイドラインを読む前に</b> .....	<b>9</b>
1-1 本ガイドラインの制定趣旨（目的）.....	9
1-2 ネイル事業者等による事業の多様化.....	9
1-3 本ガイドラインが対象とする広告.....	10
<b>第2章 適性広告ガイドライン：基本知識編</b> .....	<b>12</b>
2-1 景品表示法による規制.....	12
ア 不当表示の種類.....	12
イ 不実証広告規制（7条2項、8条3項）.....	13
2-2 ネイルサービスその他美容サービスの提供に関わる規制.....	14
ア 医師法.....	14
（ア） 医師以外による医業の禁止.....	14
（イ） 医師と紛らわしい名称の使用禁止.....	15
イ 医療法.....	15
（ア） 病院又は診療所と紛らわしい名称の使用禁止.....	15
（イ） 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告.....	15
（ウ） 罰則.....	15
ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律.....	16
（ア） 免許を有する者以外による業の禁止.....	16
（イ） 罰則.....	16
エ 美容師法・理容師法.....	16
（ア） 美容師以外による美容業の禁止.....	16
（イ） 理容師以外による理容業の禁止.....	16
2-3 化粧品・健康食品等の販売に関わる規制.....	16
ア 医薬品医療機器等法.....	16
（ア） 医薬品・医薬部外品・化粧品.....	16
（イ） 誇大広告等の禁止.....	18
（ウ） 未承認医薬品等の広告の禁止.....	19
イ 健康増進法.....	19
（ア） 誇大表示の禁止.....	19
（イ） 罰則.....	20

<b>第3章 適性広告ガイドライン：具体例編</b> .....	<b>21</b>
3-1 商品の販売・サービスの提供全般に共通する問題.....	21
ア 商品・サービスの内容に関する広告.....	21
イ 商品・サービスの取引条件に関する広告.....	21
ウ 体験談、口コミ等.....	22
エ 「効果には個人差があります」などの打消し表示.....	22
3-2 化粧品の販売に関わる広告.....	23
ア 化粧品の効果効能について.....	23
イ 化粧品の表示事項.....	25
ウ 広告における留意点.....	26
(ア) 医薬関係者等の推薦.....	26
(イ) 白衣等を着用した人物の広告.....	27
(ウ) 「化粧品登録済み」との表示.....	27
(エ) 特許の表示.....	28
(オ) 成分等の表現の範囲.....	28
(カ) 用法容量についての表現の範囲.....	30
(キ) 効果効能や安全性を保証する表現.....	31
(ク) 臨床データや実験例の例示.....	31
(ケ) ビフォーアフター画像.....	31
(コ) 使用体験談等.....	33
(サ) 「低刺激」等の表現.....	33
(シ) 効果効能等の表現の範囲.....	33
3-3 ネイルサービスその他美容サービスの提供に関わる広告.....	34
ア 医療と誤解される広告.....	35
(ア) 巻き爪、陥入爪等.....	35
(イ) 膿菌感染症、白癬菌等や細菌・真菌、ウイルス等感染症.....	36
(ウ) アピアランスケア（アピアランスネイル）.....	37
(エ) 魚の目、イボ、タコなど.....	37
(オ) 爪噛み症.....	37
(カ) 未成年者に対するサービス.....	38
(キ) 脱毛.....	38
(ク) 医療機器のような効果.....	38

(ケ) 医師又は病院や診療所と類似した名称 .....	39
イ 美容・理容と誤解される広告.....	39
ウ あん摩、マッサージ、指圧、鍼、灸と誤解される広告 .....	39
3-4 健康食品・サプリメントなどの販売に関わる広告 .....	41
ア 食品の種類.....	41
イ 健康食品・サプリメントの表示 .....	41
ウ 保健機能食品の表示 .....	42
<b>第4章 その他注意すべきルール .....</b>	<b>43</b>
4-1 許可なく製造した化粧品の販売 .....	43
4-2 医療機器の無許可販売.....	43
ア 医療機器の定義と分類.....	43
イ HIFU 施術の禁止.....	44
ウ 医療機器の販売.....	45
4-3 サブスクリプション（サブスク） .....	46
4-4 悪質・悪徳商法 .....	49
<b>第5章 参考条文 .....</b>	<b>50</b>



## 第1章 本ガイドラインを読む前に

### 1-1 本ガイドラインの制定趣旨（目的）

ネイル事業に関する広告を行う際は、

- ・ 不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）、
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）、
- ・ 医師法、医療法
- ・ 美容師法、理容師法
- ・ 日本化粧品工業会「化粧品等適正広告ガイドライン」

といった関係法令等を遵守することはもちろん、広告の目的である

「消費者が正しい情報の元、商品やサービスのことを選ぶようにできる」

ことが重要である。消費者の安全や安心のため、細心の注意をもって、自己が供給する商品やサービスについて法令遵守で広告することが求められる。

全国ネイル事業振興連盟適正広告ガイドライン評議会は、関係法令等の趣旨に基づき、ネイル事業に関わる全ての事業者が関連し自主的に遵守すべき項目を広告ガイドラインとして定めた。

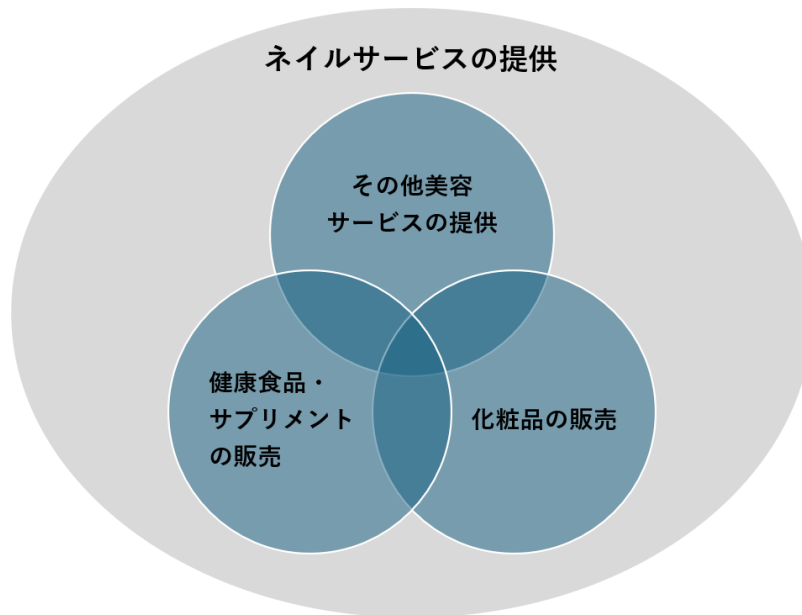
尚、このガイドラインは法令や業界基準等の変更に伴い随時改定される。

#### **【解説】**

法律の世界ではよく「役務」という用語が登場します。一般的な用語でいえば、「役務」とは「サービス」を意味します。例えば、ネイルサロンにおけるネイルケアその他美容の施術は、「役務」に該当します。

### 1-2 ネイル事業者等による事業の多様化

近年、ネイル事業者の事業内容は多様化しており、ネイルサービスの提供だけでなく、併せて脱毛やマッサージといった美容サービスを提供する事業者や、化粧品や健康食品・サプリメント等の販売を行う事業者も存在する。



広告活動については、広く商品又はサービスに関する事項についての広告を対象とする景品表示法による規制以外にも、特定の商品やサービスに対する規制が存在する。そのため、上記のような多様化に伴って、注意すべき規制もまた多様化している。

### 1-3 本ガイドラインが対象とする広告

本ガイドラインでは、顧客を誘引するための手段として、自己の供給する商品又はサービスについて行う広告その他の表示を「広告」と整理し、本ガイドラインの適用対象とする。

この「広告」には、およそネイル事業者等が集客に利用することが想定される媒体全般が広く含まれ、例えば、以下のような媒体が「広告」に該当する。

チラシ  
パンフレット  
カタログ



パッケージ  
容器  
ラベル



新聞  
雑誌  
テレビCM  
ラジオCM



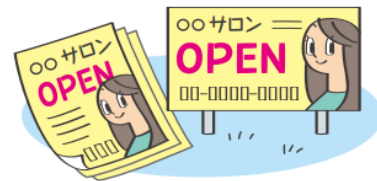
ディスプレイ  
(陳列)  
実演広告



セールストーク



ポスター  
看板



電子メール



バナー広告



アフィリエイト  
広告



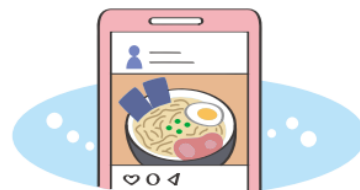
オンライン  
モール



ポータルサイト  
の口コミ



SNSの投稿



(引用元：消費者庁「[景品表示法とステルスマーケティング～事例で分かるステルスマーケティング告示ガイドブック](#)」)

## 第2章 適性広告ガイドライン：基本知識編

### 2-1 景品表示法による規制

#### ア 不当表示の種類

景品表示法は、提供する商品・サービスの種類を問わず、広く適用される。同法は、以下の表示を不当表示として規制している。

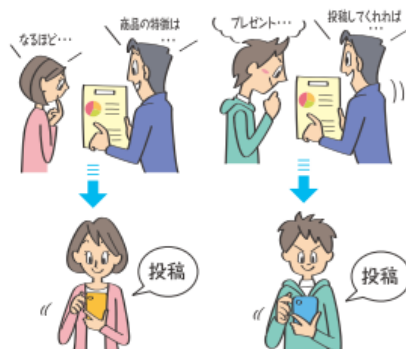
類型	内容
優良誤認表示 (5条1号)	商品・サービスの内容について、実際のものよりも（又は事実と反して他の事業者の類似商品・類似サービスよりも）著しく優良であると示す表示をいう。 例えば、 <u>商品やサービスの品質や効きめ（効果効能）などを実際よりも良いものに見せる広告</u> がこれに該当する。
有利誤認表示 (5条2号)	商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも（又は他の事業者の同種商品・同種サービスよりも）著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をいう。 例えば、 <u>商品やサービスの価格を実際よりもおトクに見せる広告</u> がこれに該当する。

その他にも、「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの」、すなわち、ステルスマーケティングも同法によって不当表示として規制されている（5条3号、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の指定）

### 【ステルスマーケティングのイメージ】



消費者になりすました商品レビュー



企業案件の SNS 投稿

(引用元：消費者庁「[景品表示法とステルスマーケティング～事例で分かるステルスマーケティング告示ガイドブック](#)」)

## イ 不実証広告規制（7条2項、8条3項）

ある広告について、消費者庁からの資料提出要求に対して「合理的な根拠を示す資料」を提出できない場合、その広告は優良誤認表示であるとみなされる（又は推定される）。

そのため、商品・サービスの品質や効果効能の優良性を謳う広告は、その根拠となる合理的根拠資料をあらかじめ有した上で行われなければならない。

### 【解説】

ある資料が「合理的な根拠を示す資料」と認められるためには、①その内容が客観的に実証されたものであること及び②表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していることという2つの要件を満たす必要があります。

このうち、上記①について、具体的な内容は「[不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針—不実証広告規制に関する指針—](#)」5ページ以下で説明されていますが、

「一見それらしい論文、研究結果、試験結果等であっても、上記①を満たすとは限らない（往々にして満たさないことも多い）」点に注意が必要です。

## 2-2 ネイルサービスその他美容サービスの提供に関わる規制

### ア 医師法

#### (ア) 医師以外による医業の禁止

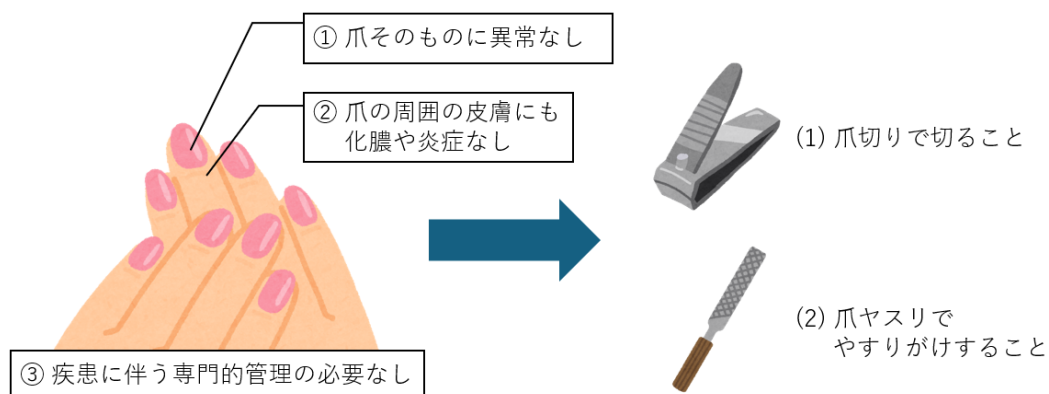
医師法は、「医師でなければ、医業をなしてはならない」と規定しており（17条）、これに違反した場合、3年以下の懲役100万円以下の罰金又はその両方が課せられる（31条）。

ここにいう「医業」とは医行為を業として行うことであり、「医行為」とは、医療及び保健指導に属する行為のうち、医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為をいう（最決令和2年9月16日刑集74巻6号581頁）。

ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。（（平成17年7月26日医政発第0726005号「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」）

爪について、以下の行為は原則として医行為にはあたらないとされている（平成17年7月26日医政発第0726005号「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」別紙・5の注1①）。

爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること
-----------------------------------------------------------------------------------------



### (イ) 医師と紛らわしい名称の使用禁止

医師法は、「医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない」と規定しており（18条）、これに違反した場合、50万円以下の罰金が課せられる（33条の3第1号）。

## イ 医療法

### (ア) 病院又は診療所と紛らわしい名称の使用禁止

医療法は、疾病の治療をなす場所であつて、病院又は診療所でないものについて、病院又は診療所に紛らわしい名称を使用することを禁止している（3条1項）。

### (イ) 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告

何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（以下この説において単に「広告」という。）をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

### (ウ) 罰則

同条に違反した場合、20万円以下の罰金が課される（89条1号）

## ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

### (ア) 免許を有する者以外による業の禁止

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律は、医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けなければならないと規定している（1条）。

### (イ) 罰則

同条に違反してあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業とした場合、50万円以下の罰金が課される（13条の7第1項1号）。

## エ 美容師法・理容師法

### (ア) 美容師以外による美容業の禁止

美容師法は、「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」を「美容」と定義した上で（2条1項）、「美容師でなければ、美容を業としてはならない」と規定している（6条）。

これに違反した場合、30万円以下の罰金が課される（18条1号）。

### (イ) 理容師以外による理容業の禁止

理容師法は、「頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること」を「理容」と定義した上で（1条の2第1項）、「理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない」と規定している（6条）。

これに違反した場合、30万円以下の罰金が課される（15条1号）。

## 2-3 化粧品・健康食品等の販売に関わる規制

### ア 医薬品医療機器等法

#### (ア) 医薬品・医薬部外品・化粧品

医薬品医療機器等法は、「医薬品」、「医薬部外品」及び「化粧品」に



つき定義規定を設けているところ、その内容は、概ね以下のとおりである。

用語	内容
医薬品 (2条1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本薬局方（厚生労働大臣が定めた医薬品の規格基準書）に収められている物</li> <li>② 疾病の診断、治療又は予防のための使用や、身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされているもの</li> </ul>
医薬部外品 (2条2項)	<p>以下の目的のために使用される物であって、人体に対する作用が緩和なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止、あせも、ただれ等の防止、又は脱毛の防止、育毛又は除毛</li> <li>② ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除</li> <li>③ 医薬品と同様の目的のために使用される物のうち、厚生労働大臣が指定するもの</li> </ul>
化粧品 (2条3項)	<p>人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なもの</p>

基本的には、疾病を診断したり治療したりするためのものが「医薬品」、身体を清潔にしたり美化したり健やかに保つためのものが「化粧品」、その中間に位置付けられるのが「医薬部外品」である。

### 【医薬品及び化粧品についての補足】

- 医薬品は、疾病の診断や治療等のために使用されるものであるため、通常、有資格者が取り扱います。また、医薬品成分は、一部の認められたものを除き、化粧品には配合できません。
- 化粧品は、以下の観点から定義されています。
  - ① 使用目的（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つ）、
  - ② 使用方法（身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法）及び
  - ③ 作用（人体に対する緩和な作用）
- 化粧品に配合する成分は、化粧品基準（平成12年9月29日厚生省告示第331号）に適合していることが求められます。具体的には、化粧品基準には、配合禁止成分が定められているほか、防腐剤、紫外線吸収剤、タール色素その他の成分につき配合可能な成分や許容される配合量が定められています。

美容品関連では・・・

**医薬品…治す** ※治ったら使用終了

**医薬部外品…予防する**

**化粧品…健康な皮膚や爪の維持**



#### （イ）誇大広告等の禁止

医薬品、医薬部外品、化粧品などについては、名称、製造方法、効果効能に関する虚偽誇大広告が禁止されている（66条1項）

。

同条に違反した場合、措置命令（72条の5）及び刑事罰（2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその両方。85条4号）のほか、課徴金納付命令（75条の5の2以下）の対象となる。

### （ウ）未承認医薬品等の広告の禁止

医薬品及び医療機器について、所定の承認又は認証を受けていないものの名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告が禁止されている（68条）。

同条に違反した場合、措置命令（72条の5）及び刑事罰（85条5号）の対象となる。

#### 【解説】

例えば、ある化粧品につき医薬品的な効果効能（例：病気が治療できること、症状が改善すること）を謳った場合、その化粧品やサプリ等は「医薬品」と取り扱われ、その結果、その化粧品の広告は未承認医薬品等の広告（同法68条）に違反する可能性があります。

- ※ 化粧品の効果効能を逸脱し、人体に即時の効果や化粧品の効果効能以外の作用があることを謳う商品は、未承認の医薬品と判断され刑事罰を受ける可能性もありますので、注意しましょう。
- ※ メーキャップ効果等であっても、事実と反する表現をしないよう注意が必要です。

## イ 健康増進法

### （ア）誇大表示の禁止

健康増進法では、食品として販売に供する物に関して、健康増進効果等について、誇大表示を禁止している（65条1項）。

## (イ) 罰則

同項に違反した場合、勧告（66条1項）、正当な理由のない勧告への不服従に対する命令（同条2項）、命令違反の場合の刑事罰（6月以下の懲役又は100万円以下の罰金。71条）の対象となる。

### **広告表現にあたり留意すべきこと**

本ガイドラインに内における表現例、又は類似した表現であっても、広告とは全体的な表現で判断されるものであり、ここに掲載された言葉や表現だからといって最終的な判断の保証となるものではありません。

## 第3章 適性広告ガイドライン：具体例編

### 3-1 商品の販売・サービスの提供全般に共通する問題

#### ア 商品・サービスの内容に関する広告

- ① 商品・サービスの品質や効果効能について、誤った又は不正確な広告を行わないこと。
- ② 合理的な根拠を示す資料を有さずに、商品・サービスの品質や効果効能の優良性を謳わないこと。  
なお、「合理的な根拠」については P11 を参照。

#### NG 例：

- ・調査会社に委託してウェブサイトのイメージ調査を行ったにすぎないなど顧客に対する客観的な調査を実施していないにもかかわらず「お客様満足度 No.1」などと表示すること。
- ・化粧品につき疾病の治療や予防等の医薬品的な効果を謳うこと。
- ・合理的な根拠資料がないにもかかわらず「論文発表もされたキューティクルオイル！爪がぐんぐん健康に」や「緑膿菌を防いで抗菌」など表示すること

【関連法令等】景品表示法 5 条 1 号、医薬品医療機器等法六十六条

#### イ 商品・サービスの取引条件に関する広告

- ① 期間又は期限を限定した割引キャンペーンについて、当該期間又は期限を設ける場合は、消費者が容易に認識できるよう注意すること。
- ② 通常価格、定価、希望小売価格その他比較対象となる価格を併記するいわゆる二重価格表示や、「●●%オフ」といった割引表示については、消費者庁「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（改定平成 28 年 4 月 1 日）を遵守して行うこと。
- ③

#### NG 例：

- ・「8月限定キャンペーン」と記載したにも関わらず、9月以降も延長して実施した。
- ・「今月だけの特別価格！」として実施したキャンペーンを月が変わったにもかかわらず「ご好評により」と翌月も継続して実施した。
- ・広告に表示している定価での販売実績がないにもかかわらず、通常は定価で販売しているかのような表示と共に「今だけ10%オフ！」と表示した。

【関連法令等】景品表示法5条2号

## ウ 体験談、口コミ等

- ① 体験談、口コミ、愛用者の声等を利用する際には、景品表示法で禁止される不当なステルスマーケティングに該当することがないように、十分に留意すること。
- ② 体験談、口コミ、愛用者の声等を、捏造又は自社に有利に編集し、また良い評価のみを抽出して悪い評価を掲載しないといった恣意的（しいてき：自分勝手な）な操作をしないこと。
- ③ 根拠のない体験談、口コミ、愛用者の声等は利用しないこと。

【関連法令等】景品表示法5条1号、同条3号

## エ 「効果には個人差があります」などの打消し表示

- 商品やサービスの効果効能を謳う広告に「効果には個人差があります」、「効果を保証するものではありません」等の打消し表示を付したとしても、免罪符となるものではないことに留意すること。
- 打消し表示があっても消費者に誤解されることのない広告をすること。

【関連法令等】景品表示法5条1号、消費者庁「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点（実態調査報告書のまとめ）」第4の2

### 3-2 化粧品の販売に関わる広告

化粧品の広告を行うにあたっては、下記を踏まえて違法又は不当な広告とならないよう十分に注意する必要がある。

●医薬品医療機器等法 66 条 1 項、68 条

●医薬品等適正広告基準

(平成 29 年 9 月 29 日薬生発 0929 第 4 号「医薬品等適正広告基準の改正について」別紙「医薬品等適正広告基準」)

●広告基準留意事項

(同日薬生監麻発 0929 第 5 号「医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等について」別紙「医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等」)

●日本化粧品工業会「化粧品等の適正広告ガイドライン」

(以下「化粧品等適正広告 GL」という。)

#### ア 化粧品の効果効能について

① 化粧品の効果効能について、以下の 56 項目を逸脱した表現を行わないこと。なお、メーキャップ効果及び使用感の広告は事実に反しない限り認められるが、メーキャップ効果については化粧品等適正広告 GL (F4.7、E15.2、E21 など) を参照のこと。

② 爪に対する化粧品の効果効能については、以下の 56 項目のうち

「(39)爪を保護する」

「(40)爪をすこやかに保つ」

「(41)爪にうるおいを与える」

の三点であるため、これを逸脱した表現を行わないこと。

<p>(1) 頭皮、毛髪を清浄にする。</p> <p>(2) 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。</p> <p>(3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。</p> <p>(4) 毛髪にはり、こしを与える。</p> <p>(5) 頭皮、毛髪にうるおいを与える。</p> <p>(6) 頭皮、毛髪のうるおいを保つ。</p> <p>(7) 毛髪をしなやかにする。</p> <p>(8) クシどおりをよくする。</p> <p>(9) 毛髪をつやを保つ。</p> <p>(10) 毛髪につやを与える。</p> <p>(11) フケ、カユミがとれる。</p> <p>(12) フケ、カユミを抑える。</p> <p>(13) 毛髪の水分、油分を補い保つ。</p> <p>(14) 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。</p> <p>(15) 髪型を整え、保持する。</p> <p>(16) 毛髪の帯電を防止する。</p> <p>(17) (汚れをおとすことにより) 皮膚を清浄にする。</p> <p>(18) (洗浄により) ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。</p> <p>(19) 肌を整える。</p> <p>(20) 肌のキメを整える。</p> <p>(21) 皮膚をすこやかに保つ。</p> <p>(22) 肌荒れを防ぐ。</p> <p>(23) 肌をひきしめる。</p> <p>(24) 皮膚にうるおいを与える。</p> <p>(25) 皮膚の水分、油分を補い保つ。</p> <p>(26) 皮膚の柔軟性を保つ。</p> <p>(27) 皮膚を保護する。</p> <p>(28) 皮膚の乾燥を防ぐ。</p> <p>(29) 肌を柔らかげる。</p>	<p>(30) 肌にはりを与える。</p> <p>(31) 肌にツヤを与える。</p> <p>(32) 肌を滑らかにする。</p> <p>(33) ひげを剃りやすくする。</p> <p>(34) ひげそり後の肌を整える。</p> <p>(35) あせもを防ぐ(打粉)。</p> <p>(36) 日やけを防ぐ。</p> <p>(37) 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。</p> <p>(38) 芳香を与える。</p> <p>(39) 爪を保護する。</p> <p>(40) 爪をすこやかに保つ。</p> <p>(41) 爪にうるおいを与える。</p> <p>(42) 口唇の荒れを防ぐ。</p> <p>(43) 口唇のキメを整える。</p> <p>(44) 口唇にうるおいを与える。</p> <p>(45) 口唇をすこやかにする。</p> <p>(46) 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。</p> <p>(47) 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。</p> <p>(48) 口唇を滑らかにする。</p> <p>(49) ムシ菌を防ぐ(※)。</p> <p>(50) 歯を白くする(※)。</p> <p>(51) 歯垢を除去する(※)。</p> <p>(52) 口中を浄化する(歯みがき類)。</p> <p>(53) 口臭を防ぐ(歯みがき類)。</p> <p>(54) 歯のやにを取る(※)。</p> <p>(55) 歯石の沈着を防ぐ(※)。</p> <p>(56) 乾燥による小ジワを目立たなくする。 (※使用時にブラッシングを行う歯みがき類)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注1) 例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とする。

注2) 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

注3) ( )内は、効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものである。

注4) (56)については、日本化粧品学会の「化粧品機能評価ガイドライン」に基づく試験等を行い、その効果を確認した場合に限る。

【関連法令等】医薬品等適正広告基準・第4の3(2)、平成23年7月21日薬食発0721第1「化粧品の効能の範囲の改正について」、平成23年7月21日薬食審査発0721第1号・薬食監麻発0721第1号「化粧品の効能の範囲の改正に係る取扱いについて」



## イ 化粧品の表示事項

- ① 化粧品の全成分表示における成分の名称は、日本化粧品工業会作成の「化粧品の成分表示名称リスト」等を利用することにより、消費者における混乱を防ぐよう留意すること。
- ② 化粧品の容器又はパッケージには、医薬品医療機器等法、その他法令等に定める事項を、日本語で外部から見やすい場所に明瞭に表示すること。

なお、当該事項としては、例えば以下の事項がある。

(参考) 医薬品医療機器等法、その他法令に係る表示事項

- (1) 種類別名称
- (2) 販売名
- (3) 製造販売業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 内容量
- (5) 製造番号又は製造記号
- (6) 厚生労働大臣が定める化粧品については、その使用の期限
- (7) 厚生労働大臣の指定する成分
- (8) 原産国名（原産地が一般に国名より地名で知られ、地名による表示が適切である場合は、原産地名。）ただし、一般消費者によって明らかに国産品であると認識されるものを除く。
- (9) 施行規則で定める化粧品については、その使用上又は保管上の注意
- (10) 問合せ先



【関連法令等】平成13年3月6日医薬審発第163号・医薬監麻発220号  
「化粧品の全成分表示の表示方法等について」

## ウ 広告における留意点

前述のとおり、化粧品の広告を行うにあたっては、医薬品医療機器等法66条1項、医薬品等適正広告基準、広告基準留意事項、化粧品等適正広告GLなどを踏まえて、違法又は不当な広告とならないよう十分に注意する必要があるところ、近時、特にネイル事業者等において違反例が多いと思われるものは以下のとおりである。

### (ア) 医薬関係者等の推薦

公衆衛生の維持増進のため公務所又はこれに準ずるものが指定等をしている事実を広告することが必要な場合等特別の場合を除き、以下の広告は行わないこと。

- ① 医薬関係者、理容師、美容師、病院、診療所、薬局が指定し、公認

- し、推せんし、指導し、又は選用している等の広告
- ② 化粧品の効果効能に関して一般消費者の認識に相当の影響を与える公務所、学校、学会等の団体が指定し、公認し、推せんし、指導し、又は選用している等の広告

【関連法令等】化粧品等の適正広告 GL・E14.0「医師等のスタイル（白衣等）での化粧品等の広告の禁止の原則」E14.1  
「製品の研究者が白衣等のスタイルで登場する広告について」医薬品等適正広告基準・第4の10

#### (イ) 白衣等を着用した人物の広告

- ① 白衣等を着用している人物など医薬関係者を思わせるスタイルの人物を広告中に登場させる場合には、その人物が医薬関係者との誤認を与えないようにすること
- ② 白衣等を着用した人物を広告中に登場させる場合、一般消費者が医薬関係者であると誤認しないよう「ネイリストです」「ネイルエデュケーターです」等と明記すること

【関連法令等】化粧品等の適正広告 GL・E14.0「医師等のスタイル（白衣等）での化粧品等の広告の禁止の原則」E14.1  
「製品の研究者が白衣等のスタイルで登場する広告について」医薬品等適正広告基準・第4の10

#### (ウ) 「化粧品登録済み」との表示

「化粧品登録済み」との表示は、日本では化粧品の登録制度は存在しないため不正確である上、その化粧品が品質、効果効能等につき審査や許可を受けたかのような誤解を与えるため、行わないこと

【関連法令等】医薬品等適正広告基準・第4の10、広告基準留意事項、化粧品等適正広告 GL・F11.5

## (エ) 特許の表示

- 「特許取得」、「特許出願中」等の特許に関する表現は、事実であっても行わないこと。

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・F11.3「特許について」、医薬品等適正広告基準・第4の10、昭和39年10月30日薬監第309号「特許の表示について」

## (オ) 成分等の表現の範囲

### a 特定成分の表示

- ① 以下の問題があることから、特定の化粧品成分が危険であるかのような表現は行わないこと。
  - 化粧品成分は、化粧品基準に定められているように保健衛生上の危険を生じる恐れのあるものは配合しないものであるから、不正確な表現であること。
  - 他社誹謗に繋がるおそれがあること。
- ② 化粧品の配合成分の表現に際しては、当該成分が有効成分又は医薬品若しくは医薬部外品の成分であるかのような表示は行わないこと。

**NG例：**爪に悪いアセトンは使っていません、アセトンフリーな安全サロン

**OK例：**当店のジェルネイルオフは●●を使用しています

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・F5.0「成分及び原材料等の表現の範囲」、F5.5「特定成分の特記表示」、F5.6「化粧品の成分の表現」、F5.9「特定成分の未含有表現」  
医薬品等適正広告基準・第4の3(3)

### b 「無添加」表現

- ① 特定の成分を明記しない「無添加」表現は、何を添加していないの

が不明であり、不正確であるほか、安全性の保証的表現にもなり得るため、行わないこと。

- ② 「無添加」表現をする際には、何を添加していないのかを明示した上で、安全性と関連付けず、かつキャッチフレーズのように過度に強調しないこと。

**NG例**：無添加安全！添加物を使用していないから赤ちゃんも安心

**OK例**：無添加のオイルです（パラベン無添加）

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・F5.8 「無添加等の表現」

医薬品等適正広告基準・第4の3(3)、

**【解説】**

化粧品における「無添加」の表示は、安全性を保証するものではありません。また、化粧品成分は「添加物」についての明確な定義があるわけではなく、メーカー毎に定義の異なる「添加物」を配合していないという表示であり、何を添加していないのかはメーカー毎に異なります。

そのため、「無添加」の表示については、消費者が、添加していない成分を理解し、また安全性とは関連がないことを認識できるようにする必要があります。

**c 「●●フリー」「●●不使用」等の表示**

- 「●●フリー」「●●不使用」のように特定の成分を使用していないことの表示は、安全性を示す表示ではないため、安全性と関連付けず、かつキャッチフレーズのように過度に強調しないこと。

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・F5.8 「無添加等の表現」、

医薬品等適正広告基準・第4の3(3)、広告基準留意事項

**d 酸化防止剤、防腐剤に関する表示**

- 酸化防止剤や防腐剤の不使用と、化粧品の安全性とを関連付ける表示は行わないこと。

**NG例：**防腐剤は肌に悪い、酸化防止剤は肌荒れする、防腐剤フリーは安心安全

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・F5.8「無添加等の表現」、医薬品等適正広告基準・第4の3(3)、広告基準留意事項

**【解説】**

化粧品は、材料によっては、酸化又は腐敗しにくいものがあり、酸化防止剤や防腐剤が不使用のものもある。他方、酸化や腐敗の可能性がある原料を配合する場合、消費者が安全に使用できるよう防腐等の処理を行っています。

このように、酸化防止剤や防腐剤は、消費者が安全に化粧品をしようできるように添加されるものであり、その配合の有無と安全性とは関連がありません。

**(カ) 用法容量についての表現の範囲**

**a 「●●専用」「●●用」等の表示**

「●●専用」「●●用」等のように特定の用法用量、年齢層、性別、効果効能等に向けられたものであることを強調する表示は、効果効果又は安全性など事実と反する認識を得させるおそれがある表現となるため、以下の場合を除き、原則として行わないこと。

- 化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある場合など明らかに特定部位にしか使用しない場合。
- 安全性の観点から、化粧品基準における配合制限を根拠に「洗い流し専用」と謳う場合。

**OK例：**爪用化粧品

**NG例：**爪専用のオリーブ油だから効く、赤ちゃん専用のオリーブ油で安全

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・F6.2「○○専用に関する表現」

E4「○○専用、○○用等の表現」  
医薬品等適正広告基準・第4の3(4)

(キ) 効果効能や安全性を保証する表現

- 化粧品の効果効能に関する表示は56項目内の表現とし、化粧品の効果効能や安全性は、体質、体調、使用方法等個人差が大きく関係するものであるから、これらが確実であるかのように保証する表現をしないこと。

●

**NG例：**アトピーが良くなる、赤ちゃんも安全に使える、シミが消える、ヒアルロン酸が増える、細胞が活性化

**OK例：**化粧品の効果効能表56項目に沿った表示、緩やかな効果を表すもの

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・F7.0「**効能効果又は安全性を保障する表現の禁止**」

医薬品等適正広告基準・第4の3(5)

(ク) 臨床データや実験例の例示

- 臨床データや実験例等を例示することは、消費者に対して説明不足となり、かえって効能効果等又は安全性について誤解を与えるおそれがあるため、原則として行わないこと。

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・F7.1「**臨床データや実験例等の例示**」、医薬品等適正広告基準・第4の3(5)

(ケ) ビフォーアフター画像

ビフォーアフター画像を用いる場合、一般消費者は自身もその画像に示された効果を得られると認識するため、以下の点に留意すること。

- 個人差により効果が変わってしまうもの（例：角質ケア、甘皮ケア、ひび・あかぎれケア）には、ビフォーアフター画像を用いないこと。

なお、個人差では効果が変わらないもの（例：赤いマニキュアの塗布）にビフォーアフター画像を用いることは差し支えない。

参考：厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課「[医薬品等広告に係る適正な監視指導について（Q&A）](#)」（平成30年8月8日）

医薬品等広告に係る適正な監視指導について（Q&A）

<一部抜粋>

Q1 医薬品等の効能効果等を広告する場合、年齢印象をイラスト及び写真を用いて説明する表現において、広告上で良い印象を受けるものと悪い印象を受けるものを並べて記載する表現は認められるか。

A 良い印象のイラストと悪い印象のイラストを並べて記載することや、異なる部位の写真で印象が良いものと悪いものを並べて記載することで製品による効果と結びつけて受け取られることを企図したものは、それが、使用前後の写真等の表現であるかどうかを問わず、**医薬品等適正広告基準第4の3(5)に抵触すると判断される場合には、指導対象とすべきと解する。**

また、こうしたイラストや写真等は、医薬品等適正広告基準第4の3(1)及び3(2)などに抵触しないかどうかも併せて判断し、必要に応じて、指導すべきである。

-----

Q2（事例4）化粧水、クリーム等（薬用化粧品等）の広告において、乾燥した角層と、保湿後の角層の図面などを使用する場合。

A（事例4）原則、差し支えない。

Q2（事例8）「ひび・あかぎれを防ぐ」という効能表示が認められた薬用化粧品の広告において、ひび・あかぎれのない肌、製品使用後もひび・あかぎれのない肌及び無塗布でひび・あかぎれした肌の写真を



使用する場合。

A（事例 8）認められない。（事例 7 と同様。）

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・F7.2「図面、写真等について」  
医薬品等適正広告基準・第 4 の 3(5)

### (コ) 使用体験談等

- 化粧品の効果効能又は安全性について使用体験談等による広告を行わないこと。

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・F7.3「使用体験談等」、E20「使用体験談の表現の範囲」

### (サ) 「低刺激」等の表現

- 「低刺激」、「刺激が少ない」等の表現は、客観的な試験結果により低刺激性が立証されており、かつ安全性を強調しない場合を除き、行わないこと。

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・F7.5「低刺激等の安全性の表現」、医薬品等適正広告基準・第 4 の 3(5)

### (シ) 効果効能等の表現の範囲

#### a 「細胞」の表示

- 化粧品は、細胞レベルに影響を与えるものではないため、「細胞」、「細胞レベル」、「●●細胞」、「セル」、角質層以外の表皮（透明層、顆粒層、有棘層及び基底層）等への影響の表現はしないこと。

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・E6「しわ予防・解消等の表現」、E9「細胞等の表現」、医薬品等適正広告基準・第 4 の 3(2)

**b 「除菌」等の表現**

- 化粧品の効果として、除菌、消毒、殺菌、抗菌、抗ウイルス等の 56 項目から逸脱する効果を謳わないこと。

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・F4「化粧品の効果効能の表現の範囲」、医薬品等適正広告基準・第4の3(2)

**c 香料**

- ① 化粧品における香料の効果は「(38) 芳香を与える」ことにあることから、香料によって症状の改善、疾病の予防又は治療等が見込めるかのような表示は行わないこと。
- ② 天然の香料（いわゆる精油）が合成の香料より優良であるかのような表示は行わないこと。

【関連法令等】化粧品等適正広告 GL・F4「化粧品の効果効能の表現の範囲」、医薬品等適正広告基準・第4の3(2)、景品表示法5条1号

**3-3 ネイルサービスその他美容サービスの提供に関わる広告**

**医療法第三条** 疾病の治療（助産を含む。）を成す場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、参院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

**医療法第六条の五** 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（以下この説において単に「広告」という。）をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

## ア 医療と誤解される広告

医行為を業として（業としてとは、反復継続する意思をもって）行うことができるのは医師のみであるところ（医師法 17 条）、爪に関して、以下の行為は原則として医行為に該当しないとされている。

場面	① 爪そのものに異常がなく、 ② 爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、 ③ 糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合
行為	その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること

ネイルサロンでは、上記の範囲を目安として医行為に該当するサービスを提供せず、また、そのようなサービスを行うことができるかのような広告を行わないようにする必要がある。

また、その他美容サービスについても、疾病の診断や治療といった医行為に該当するサービスを提供することはできず、そのようなサービスを行うことができるかのような広告も行ってはならない。

### 【参考】

爪のケアサービスと医師法 17 条との関係については、[高齢者介護施設におけるフットケアサービス](#)（平成 29 年 10 月 25 日付け回答）及び[予防的爪ケアサービス](#)（令和 5 年 9 月 1 日付け回答）について、グレーゾン解消制度の利用実績があります。

### （ア）巻き爪、陥入爪等

- ① 巻き爪、陥入爪等に関する診断や治療をネイルサロンで行うことができると消費者を誤認させるような広告を行わないこと。
- ② 爪の周囲に出血、化膿、腫れ、痛みなどがある場合は、医療機関への受診を推奨することを表示すること。
- ③ 巻き爪、陥入爪等は、糖尿病や貧血など内科的疾患を背景に持つ患者に現れることも多く、また薬の副作用として現れることも多いことから、ネイリストがその原因を判断し、痛みを無くすことができ

ると消費者を誤認させるような広告を行わないこと。

- ④ 治療の必要がないとの医師の判断の下で爪を整える場合は「医師確認の下、ケアをしています」等を表示することが望ましい。

**NG例：**巻き爪矯正、巻き爪補正、痛みをなくす、巻き爪が治る、手術いらず！巻き爪治療、巻き爪緩和、病院で治療できない方はフットケア専門店で治る、手術しても治らなかった方お待ちしております、巻き爪の治療器具はネイルサロンで、巻き爪は病院前にネイルサロン

**OK例：**巻き爪ケア（爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合のもの）

爪を整える、巻き爪トラブルの予防にネイルケアを

【関連法令等】医師法 17 条

#### (イ) 膿菌感染症、白癬菌等や細菌・真菌、ウイルス等感染症

- ① 菌又はウイルスの増殖や感染症に関する診断や治療をネイルサロンで行うことができると消費者を誤認させるような広告を行わないこと。
- ② 爪の色調変化や変形、爪の周囲に出血、化膿、腫れ、痛みなどがある場合は、医療機関への受診を推奨することを記載すること。
- ③ 化粧品を塗布することで人体に関する菌の増殖を防ぐことはできないことを理解し、消費者を誤認させるような広告を行わないこと。

**NG例：**グリーンネイル予防、緑膿菌を防ぎます、菌予防、抗菌作用の美容液、菌を減らす、菌の増殖を防ぐ、ウイルスも除去、免疫UP、手肌を抗菌

【関連法令】医師法 17 条

### (ウ) アピアランスケア (アピアランスネイル)

- ① 抗がん剤治療や病気による疾患、薬の副作用、生活習慣による癬等による爪の変色や変形は、医師の指導の下ネイルケアをすることが必要であることから、そのような爪の変色や変形に関する診断や治療をネイルサロンで行うことができると消費者を誤認させるような広告を行わないこと。

### (エ) 魚の目、イボ、タコなど

- ① 魚の目、イボ、タコなどに関する診断や治療をネイルサロンで行うことができると消費者を誤認させるような広告を行わないこと。
- ② 異常増殖した角質の治療や、角質層以外の表皮（透明層、顆粒層、有棘層及び基底層）等への施術を行うことができると誤認させるような広告は行わないこと。
- ③ 足の裏の膨らみは、粉瘤など腫瘍も関係し様々な原因をもつものであり感染性の等も含まれ様々であることから、ネイリストがその原因を判断し、治療できると消費者を誤認させるような広告を行わないこと。
- ④ 異常に増殖した角質などは白癬菌等の感染性疾患も疑われる場合もあるため、医療機関の受診を適切に推奨する表示を行うこと。
- ⑤ 治療の必要がないとの医師の判断の下で角質を整える場合は「医師確認の下、ケアをしています」等を表示することが望ましい。

**NG例：**魚の目取れます、病院・手術不要！魚の目すっきり、魚の目の痛みをとります、今日から歩ける魚の目除去 魚の目の芯から取る、タコをすっきり削り取ります

**OK例：**角質ケア、古い角質をケアして足裏軽やかに

【関連法令等】医師法 17 条

### (オ) 爪噛み症

- 爪噛み症に関する診断や治療をネイルサロンで行うことができると消費者を誤認させるような広告を行わないこと。

【関連法令等】医師法 17 条

### (カ) 未成年者に対するサービス

- ① 誤飲事故等を防止するため、マニキュアやジェルネイル、ネイルアート等は誤飲する年齢の小児には行わず、広告にも「誤飲する年齢を過ぎたお子様を対象にしています」等を記載すること。
- ② 未成年者にサービスを提供する際には、未成年者が法定代理人（親権者等）の同意を得ずに締結した契約は、原則として取り消すことができることを契約の締結の際に明確に伝えること。

【関連法令等】民法5条2項

### (キ) 脱毛

- ① 光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為は医行為であることから、このような行為をネイルサロンで行うことができる消費者を誤認させるような広告を行わないこと。
- ② 化粧品の効果として、脱毛や減毛の効果を謳わないこと。

【関連法令等】医師法17条、平成13年11月8日医政医発第105号  
「[医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて](#)」医薬品医療機器等法66条1項

**NG例：**毛根まで脱毛、永久に生えない、毛の根まで脱毛効果

### (ク) 医療機器のような効果

- ① 角層よりも深部の表皮（顆粒層、有棘層、基底層）や、真皮層、細胞、体内、爪床や爪母等への効果をもたらす機械を使用したサービスをネイルサロンで行うことができると消費者を誤認させるような広告を行わないこと。
- ② 医療機関で扱っている機械や施術と同等の効果をもってネイルサロン等で行えると消費者が誤認する表示を行わないこと。

【関連法令等】医薬品医療機器等法66条1項

### (ケ) 医師又は病院や診療所と類似した名称

- ① ネイリストについて、医師と紛らわしい資格名その他名称を使用しないこと
- ② ネイルサロンについて、病院又は診療所と紛らわしい屋号その他名称を使用しないこと

**NG例：**爪の病院クリニックセンター、爪の診療所、手足専門治療センター、ネイルクリニック、爪の専科クリニックセンター

【関連法令】医師法 18 条、医療法 3 条 1 項

### イ 美容・理容と誤解される広告

- ① 眉毛の剃毛やカットなどの理容師免許又は美容師免許を有する者が理容所又は美容所でのみ行うことができる施術は、理容所／美容所登録がされていないネイルサロンでは行うことができないため、そのような施術の広告も行わないこと。
- ② まつ毛エクステやまつげパーマなどの美容師免許を有する者が美容所でのみ行うことができる施術は、美容所登録がされていないネイルサロンでは行うことができないため、そのような施術の広告も行わないこと。

【関連法令等】美容師法 6 条、理容師法 6 条、平成 20 年 3 月 7 日健衛発第 0307001 号「[まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について](#)」

### ウ あん摩、マッサージ、指圧、鍼、灸と誤解される広告

- あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する者のみが行うことができる施術は、ネイルサロンでは行うことができないため、そのような施術の広告も行わないこと。

**NG例：**血流 UP で健康爪に、血流を良くして免疫力を高めます、マッサージで毒素を排出！肌荒れもすっきり

**OK例：**お湯でほっこりゆるやかスキンケア、ホッとする温かさでつややかな爪に、リンパのケアで軽やか足に、スパ体験でフルネスタイム

**【関連法令等】** あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律1条

#### **広告表現にあたり留意すべきこと**

本ガイドラインに内における表現例、又は類似した表現であっても、広告とは全体的な表現で判断されるものであり、ここに掲載された言葉や表現だからといって最終的な判断の保証となるものではありません。



### 3-4 健康食品・サプリメントなどの販売に関わる広告

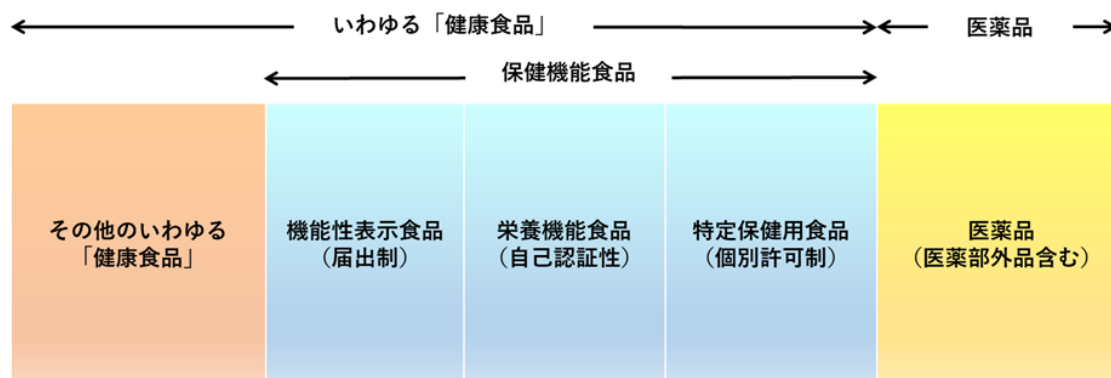
#### ア 食品の種類

#### イ 健康食品・サプリメントの表示

ネイルサロン等で販売する健康食品・サプリメントについて、以下の広告を行わないこと。

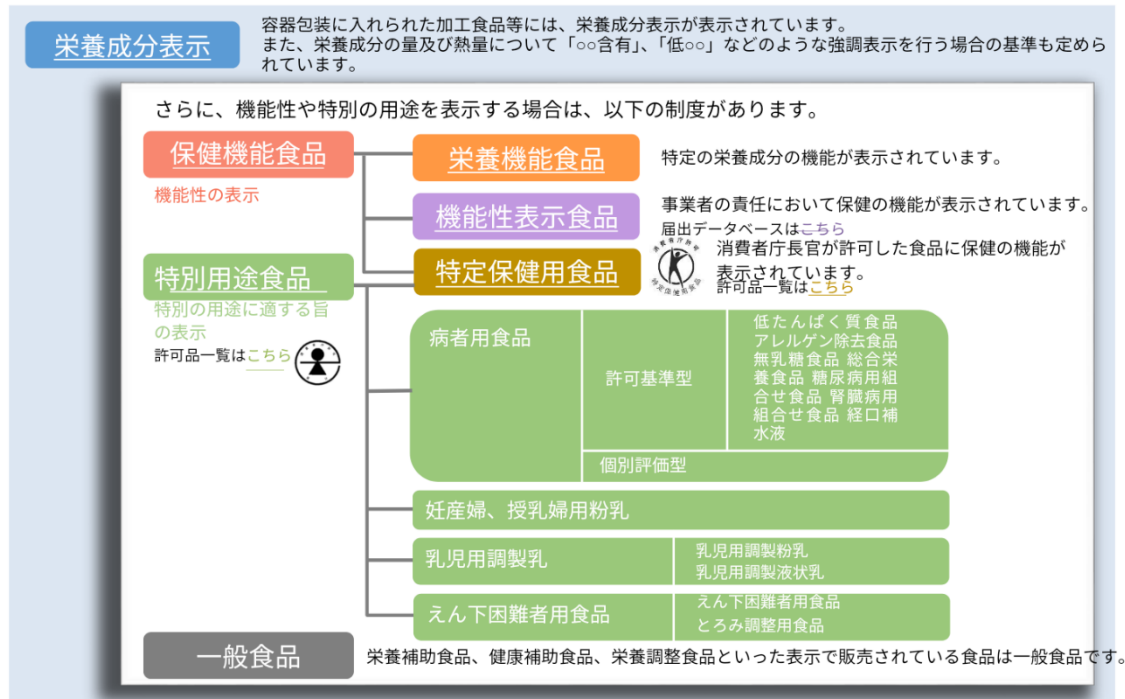
いわゆる「健康食品」と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、医薬品以外で経口的に摂取される、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して扱われている食品全般を指しているものです。

そのうち、国の制度としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。



(引用：いわゆる「健康食品」のホームページ | 厚生労働省 (mhlw.go.jp))

## 栄養や保健機能に関する食品表示制度とは



引用：栄養や保健機能に関する表示制度とは | 消費者庁 (caa.go.jp)

- ① 疾病の治療又は予防を目的とする効果  
(例：アレルギー症状を緩和する、花粉症に効果あり、腸内細菌でアトピーが治る、精油は風邪を治す、不妊症改善)
- ② 身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果  
(例：新陳代謝 UP、免疫力を高める、活性酸素を除去、腸内細菌で痩せる)
- ③ 特定の保健の用途に適する効果  
(例：お腹の調子を整える)

【関連法令等】医薬品医療機器等法 68 条、健康増進法 65 条 1 項、消費者庁「[健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について](#)」(令和 4 年 12 月 5 日一部改定)・第 2 の 2

### ウ 保健機能食品の表示

- 特定保健用食品、栄養機能食品及び機能性表示食品の機能性の表示は、当該食品につき認められた範囲で行うこと。

## 第4章 その他注意すべきルール

### 4-1 許可なく製造した化粧品の販売

化粧品の製造販売を行うためには、製造販売業許可が必要であるため、以下の行為を伴う広告は行わないこと。

- ① 許可なく製造した化粧品を販売すること  
(化粧品同士を混ぜてサロンオリジナル商品として販売する等も含む)
- ② 化粧品を小分けして販売すること  
(アセトンやキューティクルオイル等を小分けしてサロン独自販売を行わない)

【関連法令等】医薬品医療機器等法 62 条で準用する同法 55 条第 2 項

### 4-2 医療機器の無許可販売

#### ア 医療機器の定義と分類

医薬品医療機器等法は、以下を満たすものを「医療機器」と定義している(2条4項)許可なく、医療機器を販売することや広告を行わないこと。

項目	内容
目的	① 疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること 又は ② 身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすこと
機械器具等	機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム及びこれを記録した記録媒体であること
政令	同法施行令別表第一のいずれかに該当すること

また、「医療機器」には、人体に対するリスクの高さに応じて、一般医療機器(クラスⅠ)、管理医療機器(クラスⅡ)及び高度管理医療機器(クラスⅢ、Ⅳ)という分類が設けられており、これらの区分は製品本体

又は外箱に表示されている。

## イ HIFU 施術の禁止

- HIFU 施術は、「医行為」（医師法 17 条）に該当しネイルサロンで行うことはできないものであると考えられるため、行わないこと。

### 【解説】

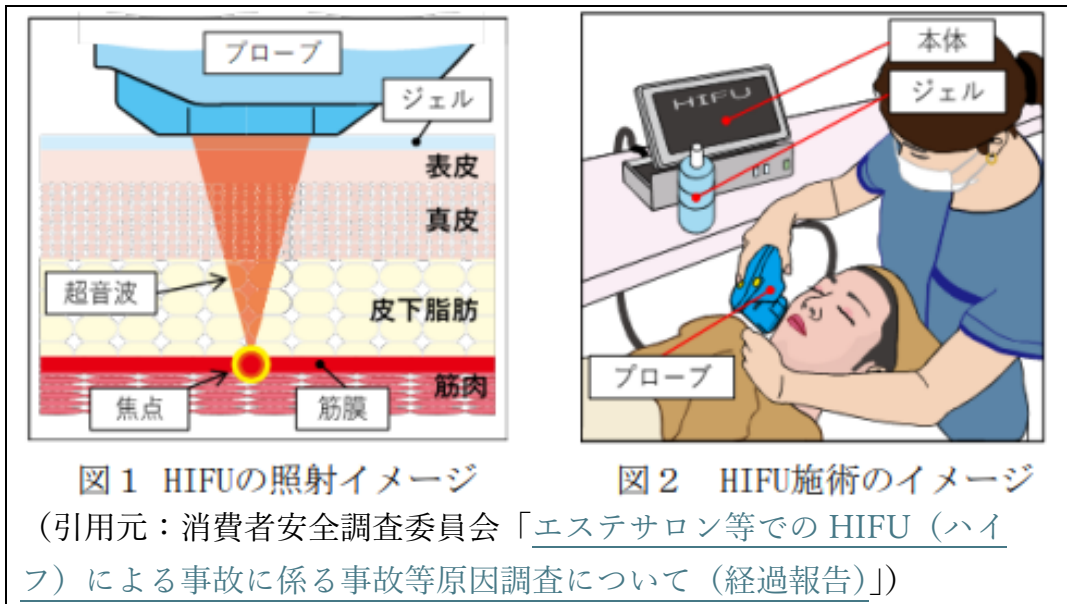
HIFU（高密度焦点式超音波、High Intensity Focused Ultrasound）とは焦点に強い熱を発生する超音波のことです。元々、HIFU は前立腺がん治療等に用いられてきた技術ですが、昨今、美容目的（痩身やたるみ改善）にもその技術が転用されています。

エステサロン等における事故の多発を受けて、HIFU を照射する機器（HIFU 機器）が「医療機器」に該当することが明確化されました。

HIFU 機器を利用した施術（HIFU 施術）も、以下のとおり「医行為」に該当すると考えられます。

- 出力や照射方法によっては、照射部位に神経・感覚の障害、皮膚障害、熱傷、視力障害を発生させ得るものであって、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為」であること
- 多くの医療機関においても施術が行われており、また社会的にも機器の操作技術や人体の解剖学的知識などを持たない者による施術の危険性が認知されているものであって、「医療及び保健指導に属する行為」に含まれること

したがって、HIFU 施術をネイルサロンで行うことは、医師法の観点からも、また消費者被害を防止するためにも、認められません。



【関連法令等】医薬品医療機器等法2条4項、医師法17条、令和5年3月31日薬生監麻発0331第12号「HIFUに関する監視指導の徹底について」

## ウ 医療機器の販売

以下の医療機器の販売には医薬品医療機器等法上の許可又は届出が必要となるため、ネイルサロン、インターネット、フリマ等で販売しないこと。

- ① 管理医療機器  
(例：家庭用マッサージ器、ピアッサー、補聴器)
- ② 高度管理医療機器  
(例：コンタクトレンズ、カラーコンタクトレンズ)
- ③ 「特定保守管理医療機器」との表示がある医療機器

【関連法令等】医薬品医療機器等法39条1項、同法39条の3第1項、東京都保健医療局「フリマ・オークションサイト（アプリ）で許可なく医薬品等を販売することはできません」

### 4-3 サブスクリプション（サブスク）

- ① サブスクリプション（サブスク）の仕組みによって商品を販売し又はサービスを提供する場合、契約締結に際して、以下の事項を消費者に対して説明すること。
  - (1) プランの名称
  - (2) 商品又はサービスの分量
    - 各回に引渡す商品の数量、引渡しの回数
    - サービスの提供期間、期間内に利用可能な回数
  - (3) 商品又はサービスの料金
    - 各回の料金（途中で料金が切り替わる場合、切り替わるタイミング及びその後の金額を含む）
    - 消費者が支払うことになる総額
    - 支払方法・支払時期
  - (4) キャンセルや解約に関する事項
    - キャンセル又は解約の方法（申込みと比べて制限されていたり、複雑な方法である場合、特に注意してわかりやすく説明すること）
    - 申出期限がある場合、その期限
    - 違約金が発生する場合、その旨及び内容
- ② 通信販売の方法による場合、上記のほか、特定商取引法の規定を遵守すること。

#### **広告表現にあたり留意すべきこと**

本ガイドラインに内における表現例、又は類似した表現であっても、広告とは全体的な表現で判断されるものであり、ここに掲載された言葉や表現だからといって最終的な判断の保証となるものではありません。

その通信販売は大丈夫？

## “最終確認画面”をよく確認しましょう！



通信販売事業者は、通信販売の“最終確認画面”において、顧客が“注文確定”の直前段階で、下記の各契約事項を簡単に最終確認できるように表示する義務があります。

通信販売で商品等を購入する場合には、**最終確認画面に表示された契約条件をよく確認**してください。


<p>① <b>分量</b></p> <p><b>数量、回数、期間</b>等を表示</p> <p>定期購入契約の場合、<b>各回の分量、総分量</b>も表示</p>	<p>② <b>販売価格・対価</b></p> <p>複数商品を購入する場合、<b>支払総額</b>も表示</p> <p>定期購入契約の場合、<b>2回目以降の代金</b>も表示</p>	<p>③ <b>支払の時期・方法</b></p> <p>定期購入契約の場合、<b>各回の代金請求時期</b>も表示</p>
<p>④ <b>引渡・提供時期</b></p> <p>定期購入契約の場合、<b>各回の商品発送時期</b>も表示</p>	<p>⑤ <b>申込みの撤回、解除に関すること</b></p> <p>返品や解約の<b>条件、方法、効果</b>等を表示</p> <p>定期購入契約で解約の申出に<b>期限がある</b>場合、<b>申出期限</b>を表示</p>	<p>⑥ <b>申込期間（期限のある場合）</b></p> <p>季節商品のほか、<b>期間限定販売</b>を行う場合、その<b>申込期限</b>を表示</p>


- ✓ 事業者側が上記事項について表示をしないことなどにより、消費者に誤認を与えた場合、誤認して申込みをした消費者は、**契約の申込みの意思表示を取り消せる**場合があります。
- ✓ 最終確認画面の表示内容を**スクリーンショットなどを活用し、証拠として残すように**しましょう。
- ✓ 最終確認画面に上記事項の表示がない場合は、消費生活ホットライン（188）にすぐ御相談ください。




消費者庁  
ウェブサイト

# 「これって1回限りじゃないの!？」 通販申込前の確認ポイント

 **1回限りの購入？継続的な購入？**

 **継続的な購入の場合、回数は？  
解約しないとずっと続く？**

 **継続的な購入の場合、  
総額や一定額での支払額は？ ※**

※継続的な購入の場合、1回目の商品価格は安くても、2回目以降の商品価格が高いことがあるため、2回目以降の商品価格や総額をしっかりと確認しましょう。

 **解約方法・条件や返品方法・条件は？**

 **支払時期や引渡時期は？ ※**

※継続的な購入の場合は、2回目以降の商品は前回の商品が届いてから何日後に届くか、後払いの場合は、商品が届いてから何日以内に支払うのかを確認しましょう。



【関連法令等】特定商取引法 12 条の 6、消費者庁「[通信販売の申込み段階](#)



#### 4-4 悪質・悪徳商法

- ① 以下の商法は、勧誘に先立つ氏名や勧誘目的等の明示義務、広告における義務的表示事項等、特定商取引法上の規制を遵守して行うこと。
  - マルチ商法、MLM などの「連鎖販売取引」
  - 内職商法などの「業務提供誘引販売取引」
- ② その他消費者に不利益を与える悪質・悪徳商法を行わないこと。

##### 【解説】

上記②に関連して、ネイル事業者等において見られる商法の例としては、以下のようなものがあります。

##### ① アポイント商法

「プレゼントが当たった」「アンケートに答えて欲しい」など、事業者が販売目的であることを隠して消費者と面会を約束し商品や役務を販売するもの。

##### ② 靈感・開運商法

「これを購入すれば不幸から免れる」など、人の不幸や不安に付け込み商品や役務を販売するもの。

##### ③ ホームパーティー商法

「料理の講習会」「編み物教室」等、近隣の人を集めて販売目的を隠し商品や役務を販売するもの。

##### ④ 就職・就活商法

社員やアルバイト募集の広告で勧誘し、商品や役務を販売するもの。

【関連法令等】 特定商取引法ガイド「[連鎖販売取引](#)」、同「[業務提供誘引販売取引](#)」

## 第5章 参考条文

### ■ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）

#### 第 5 条（不当な表示の禁止）

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

#### 第 7 条（措置命令）

- 1 略
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

## 第8条（課徴金納付命令）

1～2 略

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

4 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該（新設）事業者が当該課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第二十五条第一項の規定による報告を求められたにもかかわらずその報告をしないときは、内閣総理大臣は、当該事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実の報告がされず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項に定める売上額を、当該事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、内閣府令で定める合理的な方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができる。

5 事業者が、基準日から遡り十年以内に、課徴金納付命令（当該、課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者であるときにおける第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の四・五」とする。

6 前項に規定する「基準日」とは、同項に規定する課徴金対象行為（新設）為に係る事案について、次に掲げる行為が行われた日のうち最も早い日をいう。一 報告徴収等（第二十五条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。第十二条第四項において同じ。）二 第三項の規定による資料の提出の求め三 第十五条第一項の規定による通知（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

## ■ 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）

### 第 17 条

医師でなければ、医業をなしてはならない。

### 第 18 条

医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

### 第 31 条

次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第 17 条の規定に違反した者
  - 二 略
- 2 略

### 第 33 条の 3

次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- 一 ……第十八条……の規定に違反した者
- 二～三 略

## ■ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

### 第 1 条の 5

- 1 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。
- 2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

### 第3条

- 1 疾病の治療（助産を含む。）をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。
- 2～3 略

### 第89条

- 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第3条……の規定に違反した者
  - 二～三 略

## ■ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

### 第2条（定義）

- 1 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。
  - 一 日本薬局方に収められている物
  - 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）
  - 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）
- 2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。
  - 一 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物（これらの使用目的のほか、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの
    - イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
    - ロ あせも、ただれ等の防止

ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛

二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物（この使用目的のほか、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

三 前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物（前二号に掲げる物を除く。）のうち、厚生労働大臣が指定するもの

3 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほか、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。

4 この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

5～18 略

#### 第 66 条（誇大広告等）

1 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。

2 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

3 略

#### 第 68 条（承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止）

何人も、第 14 条第 1 項、第 23 条の 2 の 5 第 1 項若しくは第 23 条の 2 の 23

第1項に規定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ第14条1一項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項、第23条の2の17第1項、第23条の25第1項若しくは第23条の37第1項の承認又は第23条の2の23第1項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

## ■ 健康増進法（平成14年法律第103号）

### 第65条（誇大表示の禁止）

- 1 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。
- 2 略

### 第66条（勧告等）

- 1 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3～4 略

### 第71条

第66条第2項の規定に基づく命令に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

## ■ 美容師法（昭和32年法律第163号）

### 第2条（定義）

- 1 この法律で「美容」とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法

により、容姿を美しくすることをいう。

2 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。

3 略

#### **第6条（無免許営業の禁止）**

美容師でなければ、美容を業としてはならない。

#### **第7条（美容所以外の場所における営業の禁止）**

美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

#### **第18条**

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第6条の規定に違反した者
- 二～五 略

### ■ 理容師法（昭和22年法律第234号）

#### **第1条の2**

1 この法律で理容とは、頭髮の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。

2～3 略

#### **第6条**

理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。

#### **第6条の2**

理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。



## 第 15 条

次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 6 条の規定に違反した者
- 二～五 略

## ■ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）

### 第 1 条

医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許（以下免許という。）を受けなければならない。

### 第 13 条の 7

1 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 1 条の規定に違反して、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業とした者
  - 二～三 略
  - 四～五 略
- 2 略